

名称等	沼津市ごみ減量・資源化推進協力事業所『すまいるしょっぷ』の飲食店及び宿泊施設認定第 1 号事業所が環境にやさしい取り組みについて市長と懇談します
日時、場所	平成 29 年 12 月 8 日(金) 午後 3 時から 市長応接室にて
担当	生活環境部 ごみ対策推進課 直通 055-934-4743 内線 2723

## 1 内容

市は、平成 11 年度からごみの減量化やリサイクル活動など、環境にやさしい取り組みをしている販売店を「すまいるしょっぷ」として認定して、その取り組みを応援し、市民に紹介してきました。今年度 9 月からは、昨今、社会問題として取り沙汰されている「食品ロス」の削減と生ごみ減量などに取り組む飲食店及び宿泊施設を対象に加え、より一層の「すまいるしょっぷ」普及を図っています。

今回、飲食店及び宿泊施設において、認定第 1 号となったそれぞれの事業所の代表者と市長が環境に配慮した取り組みなどについて懇談します。

### ◆ 懇談者

- ・飲食店第 1 号認定事業所 美食倶楽部 蓮 料理長 伊藤 哲也さん
- ・宿泊施設第 1 号認定事業所 ホテル沼津キャッスル 支配人 西原 由晴さん

## 2 沼津市ごみ減量・資源化推進協力事業所「すまいるしょっぷ」認定制度の概要

平成 11 年度に制定した「沼津市ごみ減量・資源化推進協力店等制度実施要綱」に基づき、事業活動から生じる廃棄物を適正に処理する(簡易包装の推進、詰め替え商品の販売、商品の量り売り、修理サービス等を行う)販売店を「すまいるしょっぷ」として認定してきました。

今年度 9 月からは、要綱を改正し「沼津市ごみ減量・資源化推進協力事業所(すまいるしょっぷ)等制度実施要綱」として、これまでの販売店に加え、食品ロス削減などに取り組む飲食店及び宿泊施設も含めた認定拡大を行っています。

飲食店及び宿泊施設の認定は、食材を使い切る工夫をしている、食べ残し削減の呼び掛けをしている、小盛り・ハーフサイズメニューの設定があるなどの取り組みのうち、3 つ以上を実施していることが条件となっています。

認定後は、市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」、市生活環境部フェイスブック「エコのまち沼津」などで事業所の紹介や取り組み内容などの情報を PR していきます。

### ◆ 認定事業所は、平成 29 年 11 月 30 日現在 53 事業所

- うち、販売店 42 件
- 飲食店 6 件
- 宿泊施設 5 件

### 3 懇談者が「すまいるしょっぷ」に認定された理由等

事業所		認定根拠 (13項目中3項目以上が条件)	取り組み例	認定日
飲食店 第1号	美食倶楽部 蓮 (上土町)	・食材を使い切る工夫をしている ・食べ残しの持ち帰りができる ・小盛りメニュー又はハーフサイズメニューの設定がある など5項目の実施があるため。	顧客の苦手な食材を事前に聞き、別の食材を出すことで食べ残しを減らし、おいしく食べてもらう。 また、食事中も顧客の様子を伺い、お腹がいっぱいであれば次に出すメニューの量を減らしたり、持ち帰ってもらったりしている。	平成29年10月31日
宿泊施設 第1号	ホテル沼津 キャッスル (日の出町)	・食材を使い切る工夫をしている ・ごみの排出時に水切りをしている ・廃棄物の分別リサイクルに取り組んでいる など6項目の実施があるため。	ごみの分別や従業員に対する環境教育、また食品の適切な在庫管理や調理方法の工夫など食品ロス削減の取り組みを行う他、ホテル周辺を毎朝、従業員がごみ拾いをしている。	平成29年10月31日

認定期間は、当該認定した日の属する年度の翌年度末日まで、更新後は2年となります。

### 4 「『すまいるしょっぷ』紹介パネル展」開催

「すまいるしょっぷ」を多くの市民にPRし、環境に対する意識を高める機会とすることはもちろん、市内事業者の環境に配慮した取り組みへの高揚を期待して、パネル展を開催するものです。

開催期間 平成30年2月1日(木)～2月28日(水)

展示場所 プラサヴェルデ内キラメッセぬまづ1階通路掲示スペース

沼津市

ごみ減量・資源化推進協力事業所

環境に配慮したやさしい  
お店&宿泊施設

# すまいるしよっぷ



沼津市では、簡易包装の推進、買物袋の推奨、食品ロスの削減、資源物の店頭回収等、次のことに取り組んでいる販売店・飲食店・宿泊施設を「すまいるしよっぷ」として認定し、市民の皆さまにご紹介しています。

**「すまいるしよっぷ」を積極的に活用し、  
環境にやさしいライフスタイルを!!**

簡易包装の  
推進

買物袋持参  
を推奨

詰め替え商品・エ  
コマーク等のある  
再生品の販売

商品の修理  
サービス

食品ロスの  
削減

3010運動  
の推奨

小盛メニュー  
の設定

広告チラシの  
再生紙使用

廃棄物の分別  
リサイクル

資源物の  
店頭回収

顧客への  
ごみの減量化  
呼びかけ

ごみ減量・資  
源化計画を独  
自に定め実施

など

## 対象となる事業所

沼津市内で事業活動から生ずる廃棄物を適正に処理する事業所のうち、以下の項目を実施している小売店・飲食店・宿泊施設が対象です。

## 認定項目

以下それぞれ3以上の事項を実施している事業所を「すまいるしょっぷ」、また、認定から2年を経過し5以上(ただし、販売店は3.(1)、4.の項目が、飲食店・宿泊施設は2.(1)、(5)、4.の項目が必ず含むこと。)の事項を実施している事業所を「金賞すまいるしょっぷ」として認定しています。

## 販売店

### 1. ごみとなるものをむやみに売らない取り組み

- (1) 簡易包装(トレイの自肅も含む。)推進に取り組んでいる。
- (2) 買物袋の持参を呼びかけている。
- (3) 詰め替え商品、再使用可能な容器、再生品(エコマーク、グリーンマーク商品等)を販売している。
- (4) 計り売りや裸売り販売している。

### 3. 資源化の推進

- (1) 発泡スチロール等、資源化の可能なものを店頭等で回収し、資源化している。
- (2) 商品の修理サービスを行っている。
- (3) 広告チラシ、包装紙、店内のトイレットペーパー、コピー用紙、名刺等は、再生紙を使用している。

### 2. 食品ロス削減の取り組み

- (1) 賞味期限または消費期限が近づいている商品の値引き販売をしている。
- (2) ごみの排出時に水切りをしている。
- (3) 小盛りメニューまたはハーフサイズメニューの設定がある。
- (4) 生ごみの再利用(生ごみの肥料化または飼料化)を行っている。

### 4. 意識啓発

ごみ減量・資源化計画を独自に定めて実施している。

## 飲食店・宿泊施設

### 1. ごみとなるものをむやみに売らない取り組み

使い捨て提供物の使用を自肅またはリユース(繰り返し活用)している。

### 3. 資源化の推進

- (1) 発泡スチロール等、資源化の可能なものを店頭等で回収し、資源化している。
- (2) 商品の修理サービスを行っている。
- (3) 広告チラシ、包装紙、店内のトイレットペーパー、コピー用紙、名刺等は、再生紙を使用している。

### 2. 食品ロス削減の取り組み

- (1) 食材を使い切る工夫をしている。
- (2) 3010運動(宴会で食べ残しをしないよう最初の30分と最後の10分は料理を楽しむ。)を顧客に推奨している。
- (3) 食べ残しがなかった場合に特典を付与、または食べ残しがあつた場合は有料化している。
- (4) 食べ残しの持ち帰りができる工夫をしている。
- (5) ごみの排出時に水切りをしている。
- (6) 小盛りメニューまたはハーフサイズメニューの設定がある。
- (7) 生ごみの再利用(生ごみの肥料化または飼料化)を行っている。

### 4. 意識啓発

ごみ減量・資源化計画を独自に定めて実施している。

## 認定期間

2年(更新可能)

## 申請方法

申請書記載などの手続きや簡単な聞き取りがあります。詳細は、沼津市ごみ対策推進課(TEL 055-934-4743)へ。

すまいるしょっぷに認定されている各店舗及び宿泊施設は、「沼津市ごみ分別無料アプリ『さんあ〜る』」でご覧になれます。



「さんあ〜る」は、収集日確認できる「ごみ出しカレンダー」機能、アラームで収集日を知らせる「通知設定」機能、ごみの品目名から分け方・出し方を調べることのできる「ごみ品目検索」機能等の他、すまいるしょっぷの紹介もしています。ぜひ、ご活用下さい。

各ストアより「さんあ〜る」で検索しダウンロードして下さい。右記のQRコードからもダウンロード可能です。



さんあ〜るアイコン

